

協議事項 1

学校園における新型コロナウイルス感染症対策等について

学校園における新型コロナウイルス感染症対策等について、協議事項として以下のとおり提案する。

令和3年9月8日提出

神戸市教育委員会事務局

事務局長 長谷川 達也

[神戸市立学校園における感染確認状況]

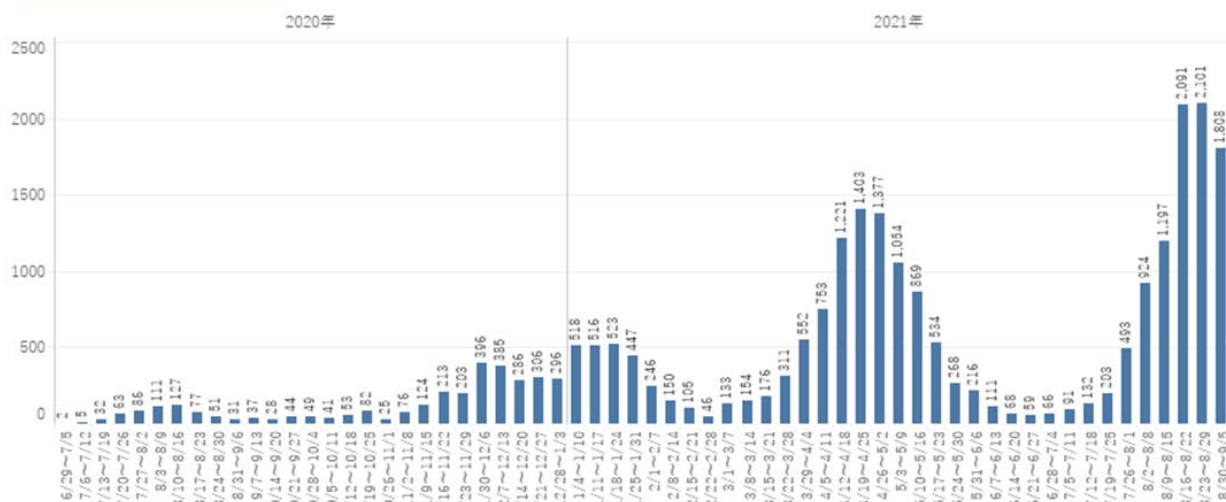
学校園における感染者の推移 (R3.9.3 現在)

(人)

| | 幼稚園 | 小学校 | 中学校 | 特別支援学校 | 高校・高専 | 児童生徒計 | 教職員 | 総計 |
|---------|-----|-----|-----|--------|-------|-------|-----|------|
| 令和2年7月 | | 3 | 3 | | 1 | 7 | 1 | 8 |
| 令和2年8月 | | 9 | 2 | | 2 | 13 | 3 | 16 |
| 令和2年9月 | | 24 | 4 | | | 28 | 5 | 33 |
| 令和2年10月 | | 5 | 5 | | 1 | 11 | 0 | 11 |
| 令和2年11月 | | 19 | 10 | | | 29 | 1 | 30 |
| 令和2年12月 | | 20 | 20 | 1 | 3 | 44 | 6 | 50 |
| 令和3年1月 | | 40 | 51 | 1 | 5 | 97 | 7 | 104 |
| 令和3年2月 | | 4 | 7 | | | 11 | 0 | 11 |
| 令和3年3月 | | 19 | 6 | | 2 | 27 | 4 | 31 |
| 令和3年4月 | 1 | 102 | 78 | 3 | 16 | 200 | 31 | 231 |
| 令和3年5月 | | 87 | 62 | 5 | 14 | 168 | 22 | 190 |
| 令和3年6月 | | 4 | 2 | | 6 | 12 | 2 | 14 |
| 令和3年7月 | | 13 | 38 | | 6 | 57 | 2 | 59 |
| 令和3年8月 | 4 | 231 | 138 | 10 | 68 | 451 | 30 | 481 |
| 令和3年9月 | 0 | 65 | 19 | 0 | 7 | 91 | 1 | 92 |
| 合計 | 5 | 645 | 445 | 20 | 131 | 1246 | 115 | 1361 |
| 令和2年度累計 | 0 | 143 | 108 | 2 | 14 | 267 | 27 | 294 |
| 令和3年度累計 | 5 | 502 | 337 | 18 | 117 | 979 | 88 | 1067 |

【参考】神戸市における感染者数の状況

新規感染者数の推移



新型コロナウイルス感染拡大防止のための学級閉鎖・臨時休業等に関する指針

学校園において児童生徒等が感染者になった場合は、以下の考え方を目安に、原則として学校園ごとに学校の設置者（教育委員会）が判断を行う。

1. 学級閉鎖

①条件

- ・クラスに1名感染者が出て、感染可能期間（発症の2日前〔無症状者の場合は陽性確定に係る検体採取日の2日前〕以降）中に登校園があった場合

②期間

- ・同一クラスの児童生徒等を対象としたPCR検査を実施する場合は、結果が出るまで
- ・PCR検査を実施した結果、新たに感染者が確認された場合は、当該感染者との最終接触日から7日間

2. 学年閉鎖

①条件

- ・同一学年の複数のクラスが学級閉鎖となった場合（ただし、学年の学級数が2クラスの場合は1つのクラスが学級閉鎖となった時点で学年閉鎖とする。）

②期間

- ・後から学級閉鎖となったクラスの閉鎖期間終了まで

3. 学校園の臨時休業

①条件

- ・複数の学年が学年閉鎖となった場合
- ・上記以外でも、異なる学年で学級閉鎖となった場合であって、学校園内で感染が広がっている可能性が高い場合

②期間

- ・学級閉鎖、学年閉鎖の期間に準じて、状況に応じて判断を行う。

4. その他

- ・すでに臨時休業を実施している中学校と同じ校区内の小学校など、一定の地域内で感染が広がっている可能性が高い場合には、状況に応じて該当する学校の臨時休業を実施する。

※教職員が感染者となった場合は、感染可能期間中における学校園での活動状況に応じ、上記の条件・期間に準じて判断を行う。

校 園 長 様

教育委員会事務局長

令和 3 年 9 月 6 日以降の学校運営について

2 学期当初の授業については、令和 3 年 8 月 23 日付教委学 1243 号、教委特 5080 号、教委健 1782 号「令和 3 年度 夏季授業日及び 2 学期当初の授業について（通知）」においてお知らせしたところですが、9 月 6 日以降の学校運営については、下記のとおりといたします。

学校園におかれましては、警戒度をこれまでより高めて感染防止対策のさらなる徹底を行い、学習活動の実施方法をより一層工夫しながら教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障していただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、9 月 4 日（土）、5 日（日）に感染状況が急激に悪化したような場合には、方針を変更せざるを得ない可能性もありますが、その際には速やかに連絡いたします。

記

1. 9 月 6 日以降の授業について

通常通り授業を実施し、給食を提供する

2. 感染不安等を理由に登校園できない児童生徒等について

児童生徒等やその家族に基礎疾患があったり同居家族に高齢者がいる場合、または感染の不安を理由に登校園できない場合など、配慮すべき事情がある場合には、欠席扱いしない（指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録）など、柔軟な対応を行うこと

3. オンラインによる学習支援について

感染拡大により学級・学年閉鎖、臨時休業等を見据えた対応が必要になることから速やかにオンラインによる学習支援の準備を行うこと（「令和 3 年 8 月 25 日付：教委指第 841 号 2 学期に向けてのオンラインによる学習支援の準備等について」「令和 3 年 9 月 2 日付：教委指第 894 号『オンラインによる学習支援』の実施手続きの変更について」参照）。

4. 感染防止対策の各校における工夫について

各学校園においては、これまでも感染防止策を徹底していただいておりますが、学校園の実情に応じ、可能な範囲で感染防止策を工夫すること

（例）

- ・ 空き教室を活用してクラスを分割して授業を実施する
- ・ 特に高等学校においては、登校時間帯が集中しないよう分散させる など